

食品の提供について

食品を取り扱う団体様は、お客様の安全にも関わることで、次の規定をよく確認してください。

もし、違反された場合は出展を停止させていただく場合がございます。

よりよい屋内外企画を共に築いていくために、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

食品の提供をする場合には、保健所の許可及び各施設の利用規定を厳守する必要があります。

提供食品について

- ・扱える食品は、既製品（お菓子等）に限ります。
- ・すべて単体としてのみ提供可能です。調理行為は禁止です。この際の調理行為には、切り分けや加熱、解凍、トッピング等も含まれます。
違反例：パンケーキにアイスやシロップをかける、冷凍食品の使用
- ・生クリームを使用している食品の提供はできません。
- ・箱菓子や袋菓子は提供可能です。
例：クッキー、チョコレート
- ・水は購入した水のみ使用できます。また水を沸かす場合は、原則ガスコンロの使用は出来ません。ご了承ください。
- ・輸入品は検疫所を通し、安全表記が日本語でされたものしか提供できません。

保健所への申請について

- ・扱う食品（飲料も含む）は全て保健所への申請が必要です。保健所への申請は実行委員会でまとめて行いますので、品目表に必要事項を記入の上、必ず実行委員会にご提出をお願いします。
- ・サンプルをご参照の上、詳細かつ正確なご記入をお願いいたします。
- ・担当の者が確認した後、ご連絡させていただくことがあります。その際に申請内容を確認できるよう、品目表は提出前に必ずコピーをとり、とったコピーを手元に残しておくようにしてください。

飲食可能教室について

- ・総合科学部の教室は原則飲食禁止となっております。食品の提供を希望される団体様は、飲食可能教室をご利用ください。飲食が可能な教室につきましては、別紙の使用可能教室一覧をご参照ください。
- ・教室内での飲食をされない場合（配布のみ等）は、すべての教室で可能です。ただし、品目表の提出は必要です。また、お客様が教室内で飲食をされないようご配慮をお願いいたします。

酒類の取り扱いについて

- ・販売、配布、配置等は一切禁止です。また、団体構成員の飲酒も禁止です。飲酒が発覚した場合、出展を中止していただきます。来年度以降のゆかたまつり、大学祭への出展もお断りさせていただきます場合がございます。

その他

- ・展示や企画ではなく食品提供を主とする場合、屋内外企画での出展をお断りさせていただきます場合がございます。食品提供を主とする場合は、バザー団体としての出店をお願いいたします。
- ・品目表提出後に食品の追加や変更は行えません。やむを得ない事情がある場合は公式 LINE にてご相談ください。
- ・食品を買った際のレシートはきちんと保管しておいてください。

何かご不明な点がございましたら、実行委員会に公式 LINE にてご相談ください。公式 LINE の追加は別紙「屋内外企画募集要項」にある、URL よりお願いします。